	お寄せいただいた意見等の要旨	市の考え方
1	「防災拠点」としての機能を果たすため、館内放送や緊急放送を、音声の聞き取れない聴覚障害者へも伝えられるよう電光掲示盤を設置してください。（文字入力者の確保ならびに停電時には予備バッテリーで電力を供給できるシステムを構築してください。）	電光掲示盤は、西庁舎分館だけでなく公共施設全体について、今後検討していきます。なお、防災交通課において実施している「防災ほっとメール」を、お持ちの携帯電話に登録していただきますと、災害時緊急情報がメールで送られます。
2	ホールや会議室・集会室として不特定多数の住民が利用できる部屋には、聴覚障害者へ文字による情報提供ができるようＯＨＣ（オーバーヘッドカメラ・書画カメラ・実物投影機等）・プロジェクター・スクリーン等の機器・機材を常設してください。	ＯＨＣ・プロジェクター・スクリーン等の使用ができるよう検討します。
3	補聴器使用者の補聴援助システムとして脚光を浴びている磁気誘導ループを設置してください。	コミュニティセンターに携帯型磁気ループシステムの導入を実施設計内で検討します。
4	初めての来場者にもわかりやすいよう案内（サイン）表示を大きめにし、標準ピクトグラムを使用してください。	要望に配慮し、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき進めます。
5	エレベーターは内部が外からも見えるようシースルーとし、定員オーバー等を知らせる音声（ブザー）は、聴覚障害者にも伝わるよう点滅ランプと連動させてください。また、地震などが発生してエレベーターが停まってしまったとき、聴覚障害があっても外部と連絡が取れるよう双方向性モニターを設置してください。	エレベーター扉は、所管の消防署と消防法防火規定を協議し、網入りガラス窓を設置する方向で実施設計を進めます。またかご内には、定員オーバーの表示設備をする予定です。地震時には、初期微動を感知し、エレベーターを最寄りの階に停止する機能を備え、万が一閉じ込めが発生した場合は、エレベーターから情報センターに自動通報し、インターホンとカメラで状況を確認し、遠隔操作で救出するシステムです。
6	トイレブース（多機能トイレ含む）は、使用時には密室となります。非常ベルと連動してランプが点滅して非常事態発生を聴覚障害者にも知らせる機器（キセノンランプ等）を設置してください。	１～３階トイレに非常ベルに連動して異常を知らせる機器（キセノンランプ等）の導入を実施設計内で進めます。
7	受付には「耳マーク」を掲示し、聴覚障害者へのコミュニケーションに配慮してください。	受付に「耳マーク」を掲示します。

	お寄せいただいた意見等の要旨	市の考え方
8	1 階ロビーの所に、障害者用の働く場所として喫茶コーナーを作ってください。1 階ロビーには、展示やイベント・憩いの場と書いてありました、また障害者が地域の中で働いている場をみなさんに知ってもらえる場として必要と思いました。	喫茶コーナーは、利用者が見込めないため設置しません。
9	北名古屋市には、福祉の杜入所施設の中に障害の軽度の子もいます。セルプ師勝・ひまわり作業所・あかつき作業所に通所している子の働く場所を作ってください。各作業所の販売コーナーも作っていただきたいです。	障害を有する団体が販売できるスペースを検討していきます。
10	新西庁舎分館３階に計画されている大小の会議室の地元での利用が容易にできるように配慮をお願いします。特に利用時間には、会議の開催が通常７時から始まり、終わりの時間が９時・１０時になることもしばしばです。利用・運営方法についても検討をお願いします。	３階のコミュニティセンターには、大会議室・中会議室・小会議室の３室の設置を予定しています。施設の利用時間は、午後９時までの利用を考えています。
11	市民展示スペース及びロビーを広く計画されていますが、具体的な使用計画はどのようになっていますか。	市民展示スペースとして利用を実施設計の中で考えています。選挙時は、投票所としても利用を予定しています。
12	避難所は、何人ぐらい入れますか。障害者の方への配慮はどうなっていますか。	災害時の避難所は、西春小学校体育館となっています。
13	備蓄倉庫は、どの場所ですか。	西庁舎分館には、防災備蓄倉庫を設置しません。
14	非常用発電は、７２時間で十分ですか。	消防法に基づき、今回庁舎（災害対策本部）として７２時間（３日間）の運用を考えています。
15	市民展示スペース及び市民ロビーには、椅子・机の設置を考えていますか。	今後の実施設計の中で、利用方法を考慮し検討していきます。

	お寄せいただいた意見等の要旨	市の考え方
16	自販機の設置はできますか。	１階と３階に飲料水用の自動販売機を設置する予定です。
17	２階の会議室は、行政の利用ですか。	通常時は、行政の会議室で利用します。災害時は、中枢となる防災対策本部として利用します。
18	西庁舎と西庁舎分館の間は、車の通行ができますか。	１階に西庁舎との連絡通路を設置するので、車の通行はできませんが、分館の東側に車道を確保します。
19	清水田２０番地と２１番地の間の南北通路は、どのように利用しますか。	歩行者用の通路として利用します。
20	清水田２５番地南側通路の利用はできますか。	今まで通り利用できます。
21	自転車置き場のスペースを広くしてください	現在の６０台以上は確保します。 また、北側の玄関近くにも自転車置き場を設置します。
22	庁舎の正面玄関は北側に変更するのですか。	西庁舎の正面玄関は、従来通り南側です。 西庁舎分館の正面玄関は、北側となります。
23	庁舎南側の出入口は、１ヵ所ですか。	西庁舎分館に南側出入口はありませんが、西庁舎から連絡通路が利用できます。
24	郵便ポストは、北側に設置できますか。	北側に郵便ポストの設置は、考えていません。
25	シャトルバスと同様にきたバスの乗り入れを考えてください。	今後きたバスの周辺の利用状況を考慮し、防災交通課と協議します。
26	現ＡＴＭの設置をお願いします。	５０ｍ範囲の銀行にＡＴＭがあり、近くのコンビニでも利用ができることと移転費用が多額にかかることから再設置はしません。
27	庁舎北側の県道が主要道路ですが、西庁舎や中学校敷地を削って歩道の設置することはできませんか。	今回の西庁舎分館建設時には、歩道設置はできません。